

金融取引に係る 租税回避への防止策に関する調査

米国におけるデリバティブ取引と現物取引の
損益通算の防止規定

EY 税理士法人

2014/01/31

内容

I.	米国における金融取引に係る所得に対する課税の概要	2
II.	金融取引に係る租税回避への防止策の概要 (主としてデリバティブ取引と現物取引の損益通算の防止規定)	5
	1. ウォッシュ・セールに係る規則	5
	2. ストラドルに係る規則	10
	3. コンストラクティブ・セールに係る規則	22

Appendix

1. アメリカの個人所得税(連邦税)の仕組み
2. アメリカにおける主な金融商品に対する個人の課税関係
3. アメリカにおける主な金融商品に対する非居住者の課税関係
4. アメリカにおける主な金融商品に対する外国法人の課税関係

金融取引に係る租税回避への防止策に関する調査

I. 米国における金融取引に係る所得に対する課税の概要

1 米国の個人所得税(連邦税)制度

米国においては、米国の居住者に該当するか又は非居住者に該当するかで課税の範囲が異なります。米国の居住者は、所得の源泉にかかわらず、全世界で稼得したすべての所得について課税を受けることとなります。一方、非居住者は、米国での営業又は事業に実質的に関連する所得又は米国源泉の所得について課税を受けることとなります。

1.1 居住者の定義

米国籍を有する米国民は、その居住地に関わらず、米国所得税法上の居住者と取扱われ、すべての所得について米国連邦所得税の申告書の提出を要することとなります。なお、米国の多くの州が、連邦所得税に加え、州所得税を課税していますが、米国民が米国の州の居住者に該当するか否かは、事実関係及び州の居住者法の規定に基づいて決定されます。テキサス州、ネバダ州、アラスカ州、フロリダ州、ワイオミング州、ワシントン州、サウスダコタ州等は州所得税の課税がありません。

米国籍を有しない外国人のうち、米国の永住権を有する者(グリーンカード保持者)又は滞在日数テスト要件を満たす者は、長期間実質的に米国に居住する者として、居住者と取扱われます。居住者の判定にあたっては、その者が取得したビザの内容とは直接の関係はなく、ビザの内容によっては、居住者から除外される場合もあります。

滞在日数テストにおいては、外国人は、以下の2要件を満たす場合に、原則として、米国居住者とみなされます。

- ① 課税年度である暦年度のうち米国滞在日数が少なくとも31日以上であること
- ② 課税年度の米国滞在日数、前年度の米国滞在日数の3分の1及び前々年の米国滞在日数の6分の1を合計した日数が183日以上であること

1.2 米国の個人所得税申告の概要

米国においては、個人所得税は連邦単位及び州単位(州所得税は、課税されない州もありますが、多くの州で課税されます。)で課されます。また、ニューヨーク市等、一定の市では市単位で市所得税も課されることとなります。

通常、課税年度は暦年であり、連邦所得税の申告期限は課税年度の翌年の4月15日となります。州所得税の申告期限も、多くの州では連邦所得税同様の翌年の4月15日となります。連邦所得税及び州所得税ともに申告期限の延長申請をすることにより、6カ月間の申告期限の延長が可能ですが、この延長制度は申告期限の延長のみとなります。従って、所得税の納税期限の延長はなく、利子税や附帯税を回避するためには、4月15日までに納税しなければならない点に留意する必要があります。

米国において個人が税務申告を行う際には、個人納税者番号又は社会保障番号が必要となります。全ての米国民及びグリーンカード保持者は、9桁の社会保障番号(例えば、123-45-6789)を社会保障庁から取得し、一生涯保有し、使用することとなります。この社会保障番号は、典型的には生誕の時、即ち米国民となったときに取得し、その後、税務申告、銀行口座の開設、住宅購入、借入等のすべての重要な取引で必要とされます。外国人で、社会保障番号を取得していない者が税務申告を行うとき、又は銀行口座や証券口座等を開設するときは、個人納税者番号を内国歳入庁から取得することとなります。

個人に対する所得の支払者である雇用主及び銀行並びにその他の金融機関等は、課税年度の翌年の1月末までに、当該課税年度において個人の稼得した総所得を記載した調書を発行し、その写しを内国歳入庁に提出します。発行される調書で代表的なものは以下になります。

- ① W-2: 雇用主より支払われた賃金を記載する調書
- ② 1099 Int: 金融機関より支払われた利子を記載する調書
- ③ 1099 Div: 支払配当を記載する調書
- ④ 1099 B: 株式キャピタルゲインを記載する調書
- ⑤ 1099 R: 年金等の退職所得を記載する調書
- ⑥ K-1: 組合や信託からの所得に関する調書

また、金融機関は個人から金融機関が得た所得についても調書を提出します。最も一般的な調書はフォーム 1098 の住宅ローン利息に関する調書です。

フォーム W-2、1099、1098 等は、個人名と社会保障番号を記載することから、内国歳入庁は、個

人が提出する確定申告書に記載された社会保障番号を基に、確定申告書の内容を、雇用主及び金融機関等の所得の支払者から提出された各調書と照合することができます。なお、既婚者は、配偶者と2名合わせて確定申告を行うことを選択できますが、選択した場合には、両者の氏名及び両者の社会保障番号を申告書に記載する必要があります。

一般に、この社会保障番号を利用した照合制度によって納税者毎の所得の捕捉が可能になりますが、米国民が国外において居住し、労働するような場合において、調書の提出義務のない国外の雇用主から得た所得を米国民が申告しないケースを内国歳入庁が捕捉することは困難であると考えられています。

米国の個人所得税(連邦税)制度の概要については Appendix1 の通りとなります。

2 米国における金融商品に対する個人所得税課税

米国における主な金融商品に対する個人所得税課税の概要は Appendix2 の通りとなります。

3 米国における主な金融商品に対する非居住者の個人所得税課税

米国における主な金融商品に対する非居住者の個人所得税課税の概要は Appendix3 の通りとなります。

4 米国における主な金融商品に対する外国法人の課税

米国における主な金融商品に対する外国法人の課税の概要は Appendix4 の通りとなります。

II. 金融取引に係る租税回避への防止策の概要(主としてデリバティブ取引と現物取引の損益通算の防止規定)

米国では、金融取引に係る租税回避への防止策、特に、デリバティブ取引と現物取引の損益通算を利用した損失の先取り又は利益の繰延べを防止する規則として、主として以下の3つの規則があります。

- ① ウォッシュ・セール(wash sales)
- ② ストラドル(straddle)
- ③ コンストラクティブ・セール(constructive sales)

デリバティブ取引と現物取引を利用した租税回避には、これらの取引から生じる実現損失の先取り又は利益の繰延べの他に、短期キャピタルゲイン(short-term capital gain)の長期キャピタルゲイン(long-term capital gain)への転換(長期キャピタルゲインに対する軽減税率の適用)、長期キャピタルロス(long-term capital loss)の短期キャピタルロス(short-term capital loss)への転換、デリバティブ取引に内包されている利息相当額の認識の繰延べがあり、上記の規則はこれらの観点に係る防止規則として整理されています。その他、米国では経済的実態から判断する一般的な租税回避防止規定もあります。以下において、上記①乃至③に係る規則について説明します。

1 ウォッシュ・セールに係る規則

1.1 制度の概要

ウォッシュ・セールとは、含み損のある有価証券等を譲渡又は処分し、その有価証券等を譲渡又は処分する日前後30日以内(即ち譲渡日とその前後合わせて61日の期間内)に、その譲渡又は処分した有価証券等と実質的に同様の有価証券等(substantially identical stocks or securities)を取得する取引、又は実質的に同様の有価証券等を取得する又は取得する権利を得る契約を締結する取引(contracts or options)をいいます。

納税者は、ウォッシュ・セールによる有価証券等の譲渡又は処分による損失が生じた場合において、その損失を税務申告において他のキャピタルゲインから控除することができません。

1.2 制度が導入された背景

ウォッシュ・セールに係る規則は、投資家が含み損を有する有価証券等を譲渡し、その後短期間で同一の有価証券等を買戻すことにより、意図的に含み損を実現させることを防止するために、1921 年内国歳入法において導入されました。1921 年に導入された内国歳入法は、当時の財務長官 Andrew Mellon の指揮により、第 1 次世界大戦後の経済活動を促進するために制定され、現在の米国の課税システムの基礎となっています。なお、投資及び資産の売買から生じる譲渡益は通常の所得とは区別されますが、納税者が不正に課税や納税を回避するために金融取引を行うことを防止することによる税収増加も、1921 年内国歳入法の目的の一つとされています。その後、1984 年改正における赤字削減法 (Deficit Reduction Act of 1984) により、売建てポジションの手仕舞い (closing of a short sale) による損失もウォッシュ・セールに係る規則の適用対象となりました。

1.3 制度の内容

納税者は、ウォッシュ・セールによる有価証券等の譲渡又は処分による損失が生じた場合において、その損失を税務申告において他のキャピタルゲインから控除することができません。このウォッシュ・セールに係る規則は個人のみならず法人に対しても適用されますが、有価証券のディーラー等がその者の正常な営業及び事業活動 (in the ordinary course of its business) において行った譲渡又は処分による損失については適用されません。

例1

納税者が ABC 株式 100 株を 3 月 10 日に 1 株 25 ドルで購入したとします。その 9 日後の 3 月 19 日に ABC 株が 1 株 22 ドルに下落し、同日 ABC 株 100 株を売却したとします。この売却により 1 株 3 ドル、合計 300 ドルのキャピタルロスを確認することとなり、このキャピタルロスは税務上も損失として認識されます。ところが、3 月 26 日に同じ ABC 株式 100 株を 1 株 22.5 ドルで購入したとします。この場合には、譲渡した株式と同一の株式を数日後に買い戻していることから、ウォッシュ・セールに係る規則の対象となります。ウォッシュ・セールに係る規則がない場合には、キャピタルロスについて、税務上も損失を認識することができますが、実際には、納税者は実質的に同じ株式を保有し続けていますので、このキャピタルロスは、税務上繰延べられることとなります。

1.3.1 ウォッシュ・セールの対象となる有価証券等の譲渡等

ウォッシュ・セールの対象となる有価証券等には、原則として、株式又は有価証券を取得し又は売却する契約及びオプションを含みます。

1.3.1.1 買戻し契約の締結 (agreement to repurchase)

含み損のある有価証券等の譲渡前後 30 日以内にその株式又は有価証券の買戻し契約を締結した場合には、30 日前後の期間内に実際に買戻しを行わない場合であっても、ウォッシュ・セールに係る規則の適用があります。

1.3.1.2 先物取引の買建てポジション (securities future contracts)

ウォッシュ・セールは、現金決済又は現物の有価証券等以外の資産による決済が行われる契約又はオプションについても、適用されます。したがって、含み損を有する株式の譲渡日前後 30 日以内に同種の株式を取得するための先物取引の買建てポジションを取得した場合には、その先物取引の決済時に現金決済が行われる場合であっても、ウォッシュ・セールに係る規則の適用があります。

1.3.1.3 ショート・セール (short sales)

株式の売建てポジションの手仕舞い時に損失が生じた場合において、手仕舞いの前後 30 日以内に実質的に同様の株式を譲渡した場合又は実質的に同様の株式について別の売建てポジションを取得したときは、その損失はウォッシュ・セールに係る規則の適用対象となります。

1.3.1.4 先物取引の売建てポジション (securities future contracts to sell)

ウォッシュ・セールは先物取引の売建てポジションについても適用されます。従って、ある株式又は有価証券に係る先物取引の売建てポジションの手仕舞いによって生じた損失は、その手仕舞いの日前後 30 日以内に①実質的に同様な株式又は有価証券を譲渡した場合、②実質的に同様な株式又は有価証券に係る売建て契約を締結した場合又は③実質的に同様な株式又は有価証券に係る別の先物取引の売建て契約を締結した場合には、ウォッシュ・セールに係る規則の適用により、当初の先物取引の売建てポジションの手仕舞いによって生じた損失は繰延べられます。

1.3.2 実質的に同様の判定

実質的に同様の有価証券等に該当するか否かは、取引毎に、すべての事実関係を総合して判断することになります。通常、社債はその条件に重要な違いがない限り、実質的に同様と考えられます。但し、ある社債が同じ発行体が発行した別の社債と、特定の日における取引価格が同一又は概ね同一であり、同じ担保条件であり、利率が同一であっても、取得制限条項や償還条項の違い、その他の条件の違いによっては必ずしも「実質的に同様」に該当するとは限りません。なお、償還日や早期償還日の一定程度の違いは条件の重要な違いとは取扱われません。また、通常、ある企業の有価証券等は他の企業の有価証券等と実質的に同様の有価証券等には該当しないと考えられます。但し、組織再編成がなされる場合の、非承継法人の株式と承継法人の株式とは実質

的に同様の有価証券等に該当する可能性があります。また、ある企業の社債及び優先株式は、通常、当該企業の普通株式と実質的に同様の有価証券等には該当しないと考えられます。但し、社債又は優先株式が当該企業の普通株式に転換される場合には、その相対的価値、価格変動及びその他の条件から社債又は優先株式が普通株式と実質的に同様と考えられる可能性があります。例えば、以下のすべての要件を満たす場合には、優先株式と普通株式は実質的に同様と考えられます。

- ① 優先株式は普通株式に転換されるものである。
- ② 優先株式には普通株式と同様の議決権が付与されている。
- ③ 優先株式にも普通株式同様の配当制限が課されている。
- ④ 優先株式の取引価格に転換率を乗じた金額と普通株式の取引価格とは大きく乖離しない。
- ⑤ 優先株式の普通株式への転換は制限されていない。

1.3.3 損失の繰延べと取得価額の調整

ウォッシュ・セールに係る規則の適用により損失の認識が認められない場合には、当該損失は新たな有価証券等の取得価額に算入されます。この取得価額への算入は、キャピタルロスの認識を新たな有価証券等の処分時まで繰延べる効果があります。

1.3.4 近親者の取引 (sales between related parties)

株式の譲渡により損失が生じた場合において、自己で株式を買い戻す代わりに、近親者(配偶者等)にその株式等を買戻させることにより、ウォッシュ・セールに係る規則の適用を回避することを防止するために、内国歳入法 267 条は、近親者間に係る損失の否認規定を設けています。例えば、妻の資産を管理している夫が、自身の口座にある株式を売却し、妻の口座において、自身が売却した株式と同銘柄同数の株式を概ね同額で購入する取引を証券取引業者に委託した場合には、夫の株式のキャピタルロスが否認されることとなります。

1.3.5 適用対象外取引

損益が認識されない取引(贈与、遺贈、相続や一定の交換等)により取得した有価証券等は、原則としてウォッシュ・セールに係る規則の適用対象となりません。また、1256 条契約(時価評価の対象となる契約)から生ずる損失についても、適用対象外となります。

1.3.6 複数の損失が生じた場合の取扱い

ウォッシュ・セールに係る規則の対象となる複数の損失が生じた場合、初めに生じた損失から順にウォッシュ・セールに係る規則を適用します。 (“First in, first out” rule)

例 2

以下のように同一銘柄の株式を売買します。

- 1月1日 1,000株の購入
- 7月1日 250株の購入
- 7月10日 100株の売却(損失)
- 7月20日 500株の売却(損失)
- 7月30日 50株の購入

7月10日及び7月20日に売却した600株は、1月1日に購入した1,000株のうち600株を売却したことにより生じた損失です。7月10日に売却した100株は、7月10日の前後30日以内の日である7月1日に購入した250株のうちの100株に対応するため、ウォッシュ・セールに係る規則の対象となります。従って、7月1日に購入した250株のうち100株の取得価額には7月10日に売却した株式の売却損相当額が加算されます。7月20日に売却した500株については、そのうち150株が7月1日の購入分、50株が7月30日の購入分に対応することとなり、7月1日に購入した250株のうち150株及び7月30日に購入した50株の取得価額には7月20日に売却した株式の売却損相当額が加算されます。7月20日に売却した株式のうち残りの300株については税務上も損失の認識が可能です。1月1日に取得した株式のうち残りの400株については、取得価額の税務調整は不要です。

1.3.7 取得株式以上に売却した場合の取扱い

売却日前後30日以内に取得した株式が、売却により損失が生じた株式より少ない場合には、ウォッシュ・セールに係る規則により繰延べられる損失は、取得した株式に対応する部分の損失のみとなります。残りの損失は、他に適用される規定がない限り、税務上も損失として認識されることとなります。

1.4 現状の実務上の課題及び問題点

一般に、投資家により頻繁に購入と償還が行われる MMF について、ウォッシュ・セールに係る規則の対象となるキャピタルロスを認識することが考えられます。MMF は 1940 年投資会社法 (Investment Company Act of 1940) に基づき登録された投資会社の一種で、他のミューチュアルファンドとは異なり、歴史的に購入時及び償還時の価格が原則として 1 ドルで安定していることから、キャッシュ・マネジメント・ビークルとして広く利用されています。そのため、投資家は MMF を頻繁に購入(購入には、自動振替サービスによる購入や分配金の再投資を含みます。)し、また償還を受けることとなります。結果的に、償還前後 61 日の期間内に MMF を購入し、ウォッシュ・セールに係る規則の対象となるキャピタルロスを認識することが考えられます。しかし、相場が変動している場合においても相対的に安定した価値を持つ MMF の償還は、ウォッシュ・セールに係る規則が意図している含み損の実現による租税回避を生じさせるものではないと考えられます。その上、MMF の膨大な取引量を考慮すると、MMF のウォッシュ・セールを捕捉することは、MMF 保有者に大きな実務上の負荷を与えることとなります。また、MMF について正確に捕捉することは、税務当局にとっても同様に大きな負荷がかかると考えられます。

上記を考慮し、内国歳入庁は 2013 年 7 月 29 日に通達 2013-48 を発行し、MMF の償還を内国歳入法 1091 条に規定するウォッシュ・セールとして取扱わない指針を提案しました。この指針では、納税者が一定の MMF の償還により生じた損失を認識し、その損失額が納税者の MMF の一定割合以下の場合には、内国歳入庁はその損失についてウォッシュ・セールに係る規則を適用しないこととしています。

2 ストラドルに係る規則

2.1 制度の概要

ストラドルとは、先物取引、オプション取引、若しくはその他のパーソナル・プロパティ (personal property) に係る買建てポジションと売建てポジションが、実質的にそれぞれのポジションから損失が生じるリスクを相互に相殺する場合の、当該買建てポジションと売建てポジションの組合せ (offsetting positions) をいいます¹。相互にリスクを相殺するポジション (相殺ポジション) は、必ずしも同一の銘柄や同一の金利指標等である必要はありません。また、パーソナル・プロパティには、頻繁に取引される株式、若しくは株主のポジションを相殺するために当該株主の保有する会社が

¹ 近親者 (配偶者等) が保有するポジションも含めて、実質的に相殺ポジションを構成しているかどうか判断されます。

保有する株式を含みます。納税者は、利益の繰延べ若しくは短期キャピタルゲインを長期キャピタルゲインに変換するためにストラドルを利用することを禁止されています。年末において実現していない利益を有するポジション(unrecognized gain)がある場合には、ストラドルを構成するポジションを処分することによって生じた損失は、当年の所得から控除することができず、翌年以降に繰延べられます。

一般にデリバティブから生じる利益と損失は相殺され、純キャピタルゲイン若しくはロスが算定され、キャピタルロスが生じた場合には、3,000 ドルを上限として給与所得などの通常所得(ordinary income)から控除され、控除されなかったキャピタルロスは翌年以降に繰越されます。

2.2 制度が導入された背景

ストラドルは、納税者がストラドル取引とは関係ない取引により生じた利益を相殺するための損失を人為的に作り出す目的で取り組まれました。通常 2 つのポジションのうち一方のポジションには含み益が累積し、他方のポジションに生じている損失は年度末の前に手仕舞われ、それ以前に生じている他の利益を相殺するための損失として利用されます。損失の生じていたポジションを手仕舞った後、翌年になってから、含み益のあるポジションのリスクを改めて相殺するために、新しいポジションを取ります。この取引を繰り返し行うことによって、含み益を無制限に将来年度に繰延べることが可能になります。

1960 年代から 1970 年代にかけて、米国国債を利用したストラドル(T-Bill Straddle)や商品先物取引を利用したストラドル等の取引が広く利用されました。また、ストラドルに関連する取引として現金キャリートレード(Cash and Carry Trade)も損失を先取りする手段として用いられました(後述)。このような納税者のストラドルによる課税の繰延べに対し、内国歳入庁はストラドルにより生じた損失を否認して納税者との間で争われた Silver Butterfly Case という判例があります。

このケースでは、1973 年に納税者が銀の先物取引の買建てと売建ての両建てポジションをそれぞれ 84 本取組み、それぞれのポジションについて年末にかけて含み益・含み損が生じていました。このうち含み損が生じていたポジションについて、年度末以前に手仕舞い、損失を実現させることで、当該損失とこれらの取引とは関係のない不動産取引から生じていた短期キャピタルゲインを相殺しました。これに対し内国歳入庁は、税務調査でストラドルから生じた損失を否認し、更に 1977 年にこの否認をサポートする趣旨の通達(77-185)を発令しました。当時税法にはストラドルから生じる損失を否認する個別否認規定はなく、1981 年の税制改正(Economic Recovery Tax Act)において、内国歳入法 1092 条にストラドルに係る規則が創設され、年度末において、ストラドルに係る実現損失は、ストラドルに係る含み益の額を上限として、否認される規則が導入されまし

た。

2.3 制度の内容

2.3.1 ベーシック・ストラドル(basic straddle)

一般に、納税者は、ストラドルのポジションについて、損失が生じているポジションを手仕舞い、当該損失が実現した場合、当該損失が他方のポジションに係る利益の額を超過している部分について、所得から控除することができます。控除されない部分の損失については、翌年以降に繰越されます。

例 1

納税者が 2011 年 1 月 6 日に XYZ 株式 100 株に係るコール・オプション及び同年 1 月 7 日に XYZ 株式 100 株に係るプット・オプションを購入し、同年 12 月 3 日同コール・オプションを 11 ドルの損失で売却し、同年 12 月 31 日時点では同プット・オプションの利益が 5 ドルであった場合、11 ドルの損失のうち、6 ドル部分については所得から控除され、5 ドル部分については、翌年以降に繰越されます。

控除されなかった損失について、翌年末において利益の生じているポジションに係る含み益が控除されなかった損失より大きい場合には、当該控除されなかった損失はそのままとされますが、当該控除されなかった損失の方が含み益よりも大きい場合には、その超過額は損失としてその年に控除されます。また、前年末において利益の生じていたポジションがすべて当年に処分された場合、或いは当該ポジションに含み益がなくなった場合には、前年に控除されなかった損失は、当年損失として所得から控除されます。ポジションに含み益が生じているか否か及び含み益の額については、他のポジションの含み損の額を控除せずに計算します。

2.3.2 例外規定

以下の場合には、上記の規定は適用されません。

- ① 指定されたストラドル(identified straddle)
- ② 適格カバード・コール・オプション(qualified covered call options)及びオプション行使によって取得する予定の株式
- ③ ヘッジ取引

④ 1256 条に規定する契約のみにより構成されるストラドル

2.3.3 指定されたストラドル

「指定されたストラドル」の場合には、ベーシック・ストラドルとは異なる規定が適用されます。すなわち、指定されたストラドルに係る損失が実現した場合、当該損失の全額が繰延べられ、当該指定されたストラドルに係る相殺ポジション(すなわち含み益の生じているポジション)の取得価額に当該損失相当額(繰延べられた損失に相当する額)を加算します。従って、当該相殺ポジションを処分した時に、当該損失の額が所得から控除されることとなります。複数の相殺ポジションがある場合には、当該損失相当額に、複数の相殺ポジションに係る含み益の総額に占める、各相殺ポジションの含み益の割合を乗じた金額を、各相殺ポジションの取得価額に加算します。この損失の配分計算の基礎となる相殺ポジションの含み益の額は、損失が生じた時点における相殺ポジションの価額が、ストラドルを指定した時点における当該ポジションの価額を超過した額として計算されます。指定されたストラドルとして取扱うための要件は以下の通りです。

- ① 納税者がストラドル取引をする前に明確に指定をしていること、
- ② 2007 年 12 月 29 日より後に取引したストラドルについては、納税者がストラドル取引のうち相互に相殺するポジションを指定していること、
- ③ ストラドル取引をする直前に納税者が保有しているポジションの価額がストラドル取引をするときにおける当該納税者の取得価額よりも低くないこと、及び
- ④ 当該ストラドル取引がより大きなストラドル取引の一部ではないこと

(注)2004 年 10 月 22 日より前に取引したストラドルについては、更に以下に掲げる 2 つの要件を満たさなければならないとされています。

- ① 当初指定したすべてのポジションについて、取引日が同日であること
- ② すべてのポジションが同日に処分されていること、又は同一年度においていずれのポジションも処分されていないこと

例 2

例 1 と同様の取引において、納税者が 2 つの取引について 1 つのストラドルを構成している旨を指定した場合、含み益の 5 ドルを超過する 6 ドル部分のみならず、11 ドルすべてについて損失が繰延べられ、プット・オプションの取得価額は 11 ドル上方修正され、22 ドルになります。

2.3.4 適格カバード・コール

ストラドルに係る損失の繰延べは、以下に掲げる要件が満たされている場合には適用されません。

- ① すべての相殺ポジションが適格カバード・コール・オプション及び当該オプションの行使によって取得する予定の株式であること、及び
- ② 当該ストラドル取引がより大きなストラドル取引の一部ではないこと

適格カバード・コール・オプションとは、納税者が保有している株式(乃至はオプションを発行する時点で取得する株式)をオプションの対象資産として発行するコール・オプションのうち、以下に掲げる要件をすべて満たすものをいいます。

- ① 想定元本取引として取引所において取引されているオプションであること、
- ② オプションが行使期限の 30 日前以前に発行されていること、
- ③ 対象資産の時価がオプションの行使価額を著しく上回っていないこと(DITM でないこと。DITM オプションとは、行使価格がLOBより低く設定されているオプションをいい、LOBとは取引所で取引されている行使価格のうちオプション発行時における対象資産の株価²より低い行使価格のうち最も高い行使価格をいいます。但し、行使期限までの期間が 90 日を超え、且つ、行使価格が 50 ドルを超える場合には、LOB は取引所で取引されている行使価格のうちオプション発行時における対象資産の株価より低い行使価格のうち 2 番目に高い行使価格をいいます。例えば、6 月 15 日に 9 月末行使期限、行使価格 120 ドルのコール・オプションを発行し、前日の終値が 130.25 ドル、取引所において取引されている行使価格が、110 ドル、115 ドル、120 ドル、125 ドル、130 ドル及び 135 ドルの 6 種類だった場合、行使期限までの期間は 90 日を超え、且つ、株価も 50 ドルを超えていますので、LOB は、オプション発行時における対象資産の株価である 130.25 ドルより低い行使価格のうち、2 番目に高い行使価格、すなわち 125 ドルということになります。従って、行使価格が LOB よりも低い 120 ドルのコール・オプションを発行していますので、この要件を満たすことはできません。)。更に、株価が 25 ドル以下で、且つ、LOB が 85%未満の場合には、LOB を株価の 85%とすることができます。一方、株価が 150 ドル以上で、且つ、LOB が株価から 10 ドルを控除した価格以下である場合には、LOB から 10 ドルを控除した価格を LOB とすることができる旨規定されています。
- ④ オプション・ディーラーでないこと、
- ⑤ オプションに係る損益はキャピタルゲイン若しくはキャピタルロスであること

² 前日の終値をいいますが、当日の寄付きが前日の終値の 110%を超えている場合には、当日の寄付きを使用します。

例 3

納税者が XYZ 株式 100 株を 2011 年 1 月 6 日に購入し、同年 12 月 30 日に 2012 年 6 月 30 日を行使期限とするコール・オプションを売り建て、12 月 31 日に XYZ 株式を売却し 10 ドルの損失が生じ、売り建てコール・オプションは 5 ドルの含み益が生じている場合、当該コール・オプションが OCC の要件を満たしていれば、ストラドルに係る損失の繰延べの規則は適用されませんので、10 ドルの損失は 2011 年の所得から控除することができます (OCC の要件を満たしていない場合には、10 ドルの損失のうち一部又は全部が繰延べられることになります)。

2.3.5 ヘッジ取引

ヘッジ取引とは一般に金利、株価、為替等の変動から生じる損失に係るリスクを軽減するために取組む取引をいいます。ヘッジ取引とされるためには、納税者がリスクを軽減する目的で取組む必要があります。リスクを軽減する目的で取引を行っているかどうかは、そのときの状況により判断します。ヘッジ取引が納税者によってヘッジ取引として指定されている場合には、ヘッジ取引から生じるポジションは、キャピタル資産ではありませんので、ヘッジ取引から生じる損益は一般に通常所得として取扱われます。ヘッジ取引に係るポジションには、ストラドルに係る規則の適用はありません。

2.3.6 1256 条契約のみから構成されるストラドル

1256 条契約とは、上場先物取引、外国為替取引、株式でない上場オプション、ディーラーが取組む上場株式オプション、ディーラーが取組む上場有価証券先物取引をいい、ディーラーが取組む上場株式オプション以外の株式オプション、ディーラーが取組む上場有価証券先物取引以外の有価証券先物取引、金利スワップ、為替スワップ、ベーススワップ、金利キャップ、金利フロア、商品スワップ、株式スワップ、株式指数スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ並びにその類似の取引は含まれません。

一般に 1256 条契約は時価評価の対象となり、年末において譲渡したものとみなして所得が計算されます。1256 条契約から生じるキャピタルゲイン若しくはキャピタルロス、当該契約の期間にかかわらず、60%が長期キャピタルゲイン・ロス、40%が短期キャピタルゲイン・ロスとして取扱われます。時価評価はヘッジ取引には適用されません。実質的にすべての損益がオプションの時間的価値に起因する場合には、ストラドルを通じて、通常所得をキャピタルゲインに変換することは

できないこととされています³。

一般に 1256 条契約でない取引は、1 年以内で手仕舞った場合に生じる利益は短期キャピタルゲインとして課税されますが、先物取引を利用することによって、実質的にマーケット・リスクを負わずに当該取引を 1 年超保有とすることで、短期キャピタルゲインを長期キャピタルゲインに変換することができてしまうことから 1256 条契約については、60%を長期、40%を短期として一律に取扱うこととされています。

デリバティブ取引は、一般に以下に掲げる場合を除いて時価評価の対象ではありません。

- ① 納税者がデリバティブのディーラーである場合
- ② 納税者が商品取引のトレーダー若しくはディーラーであり、時価評価を選択している場合
- ③ デリバティブが 1256 条契約である場合

近時 House Ways and Means 委員会の委員長である Dave Camp 氏は、すべてのデリバティブ取引について時価評価の対象とすべきであるという提言をしています。その提言によれば、金融商品に内包されている組込みデリバティブを含め、すべてのデリバティブ取引について時価評価の対象とし、デリバティブ取引から生じる損益を通常所得として取扱い、デリバティブによって(ヘッジ取引に該当しない)ストラドルが生じている場合には、含み益については即時に課税し、損失についてはポジションが手仕舞われるまで繰延べられることとなります。

2.3.7 混合ストラドル(mixed straddle)

混合ストラドルとは、以下に掲げる要件を満たしたストラドルをいいます。混合ストラドルの場合、1256 条契約について、1256 条の適用(時価評価及びキャピタルゲイン・ロスに係る 60%・40%の長短分類等)をしない選択をすることができます。この選択をした場合には、税務当局からの許可がなければこれを取消すことはできません。

³ 1256 条契約は、ストラドルに係る規則同様、1981 年の税制改正で創設されました。1256 条契約による時価評価課税導入の背景は、米国商品先物市場における取引において、日々の時価評価及びそれに基づく証拠金の値洗いが行われていたこと、また、ストラドルに係る規則の適用が困難な場合があったことが挙げられます。即ち、1256 条契約は、膨大な件数の商品先物取引を行う場合等、ストラドルに係る規則の適用が実務上難しいことが考えられるため、ストラドルに係る規則の代替案としてとして提示されました。1256 条契約の要件に該当する場合には、原則として時価評価による課税がなされます。また、「2.3.7 混合ストラドル」に記載の通り、ストラドルが 1256 条契約とそれ以外から構成される場合においては、1256 条の適用は選択制となります。

- ① 少なくとも1つのポジションが1256条契約であること(すべてのポジションが1256条契約である場合を除く)、及び
- ② 最初にストラドルを構成する1256条契約を締結した日以前に、当該ストラドルを構成するポジションが明確に指定されていること

時価評価の対象である1256条契約に係るポジションと時価評価の対象にならない1256条契約以外に係るポジションが相殺ポジションとして混在している場合、1256条契約については、(ポジションの保有期間にかかわらず)キャピタルゲイン・ロスの60%が長期、40%が短期という取扱いが適用されますので、1256条契約についてキャピタルロスが生じている場合、そのうち60%が長期キャピタルロス、40%が短期キャピタルロスとされます。1256条契約以外の契約に係る相殺ポジションから短期キャピタルゲインが生じ、ストラドルとは関係のないポジションから長期キャピタルゲインが生じている場合には、1256条契約に係る60%部分の長期キャピタルロスが、当該長期キャピタルゲインと相殺されてしまいますので、実質的に当該長期キャピタルゲインの60%部分が短期キャピタルゲインに転換し、短期キャピタルゲインとして課税されてしまうという不都合が生じてしまいます。混合ストラドルの規定は、1256条契約に係る1256条の規定を適用しないことにより、相殺ポジションの損益を実質的に相殺し、ストラドルとは関係のない長期キャピタルゲインが実質的に短期キャピタルゲインとして課税されるという不都合を解消することをその趣旨としています。

混合ストラドルについて1256条の規定を適用しない選択をしない場合、混合ストラドルに係る損益の計算方法として、混合ストラドルを個別に指定して計算する方法又は混合ストラドル勘定を設けて合算で計算する方法のいずれかを選択することができます。それぞれの計算方法の詳細は、財務省規則(1.1092(b)-3T及び4T)において定められています。いずれの場合にも、利益と損失の相殺計算は1256条に規定する時価評価(期末におけるみなし譲渡)を適用する前に行われます。ストラドル勘定を設けて合算で計算する方法においては、当該勘定において1課税期間内に生じたキャピタルゲインの純額のうち、その50%を超えた金額が長期キャピタルゲインに分類されることはない旨、同様にキャピタルロスの純額のうち、その40%を超えて短期キャピタルロスに分類されることはない旨規定されています。

また、内国歳入法1233条(d)には、空売りに係るキャピタルロスの長短分類を決定する際に、納税者が、空売りをした資産と実質的に同様の資産(substantially identical property)を1年超保有している場合には、当該空売りから生じるキャピタルロスを長期キャピタルロスとして取扱う旨規定されていますが、内国歳入法1092条(b)(2)(A)(iii)では、混合ストラドルを個別に指定して計算する場合又は混合ストラドル勘定を設けて計算する場合には、1233条(d)の適用をしない旨規定しています。

また、混合ストラドルを個別に指定して計算する方法に係る財務省規則には、混合ストラドルを個別に指定する以前から保有していたポジションについて混合ストラドルを指定した場合には、当該ポジションについては処分したものとして取扱う旨規定されています(同規則(b)(6))。

例 4

2013 年 8 月 13 日、納税者が 1256 条契約を締結し、2 日後の 15 日に、500 ドルの含み損が生じたことから、翌 16 日に 1256 条契約ではない取引により相殺ポジションを作ることでストラドルを組成し、当該ストラドルを内国歳入法 1092 条(b)(2)に規定する混合ストラドルとして指定した場合、混合ストラドルを組成する前に生じていた 500 ドルの損失は 2013 年の所得から控除することができます。このうち 60%部分は長期キャピタルロスとして、残り 40%部分は短期キャピタルロスとして取扱われます。

2.4 ウォッシュ・セールに係る規則との適用関係

ウォッシュ・セールに係る規則はストラドルに係る規則よりも先に適用されます。すなわち、ある取引に対して、内国歳入法 1091 条(ウォッシュ・セール)及び内国歳入法 1092 条(ストラドル)のいずれの規則も適用される場合には、まずウォッシュ・セールに係る規則により損失の否認をし、その後更にストラドルに係る規則によって否認すべき金額がある場合には、ストラドルに係る規則により損失を否認します。例えば、会計上利益が生じる取引であっても、ウォッシュ・セールに係る規則の適用を受けた結果、税務上の取得価額が上方修正されている場合には、税務上損失が生じることもあり、この場合は、ストラドルに係る規則の適用があるということになります。

2.5 報告義務

納税者は含み益が生じているポジションについては、それがストラドルの一部を構成しているか否かにかかわらず、その内容について Form6781 に従って申告しなければならないとされています。ただし、指定されたストラドル、売買目的で保有している株式等、減価償却資産、ヘッジ取引に係るポジションについては申告義務はありません。

2.6 ストラドルに係る金利相当額(内国歳入法 263 条(g))

内国歳入法 263 条(g)は、ストラドルに係る金利相当額は、損失として控除せず、ストラドルを構成するポジションの取得価額に加算(Capitalize)する旨規定しています。この金利相当額とは、スト

ラドルに係るパーソナル・プロパティを取得し、保有するために生じる金利相当額から、所得に含まれる金利相当額を控除した金額として規定されています。例えば、納税者が借入をして銀の現物を購入し、同時に同量の銀の先物を売建てると、このポジションはストラドルということになりますが、銀の現物を保有するための支払利息は、時間の経過とともに生じますが、銀の先物に係る受取利息相当額は、先物取引の決済時まで実現しませんので、支払利息を先に損失として控除し、受取利息に相当する利益を繰延べることができてしまいます。このような取引を、Cash and carry 取引といいますが、この規定は Cash and carry 取引による利益の繰延べを防止する規定です。

2.7 現状の実務上の課題及び問題点

2.7.1 適用基準

ストラドルに係る規則は、実質的にマーケット・リスクのない売建て・買建ての両建てポジションを作り、損失の生じているポジションを先に手仕舞い、利益の生じているポジションを翌年に手仕舞うことで、損失を先取りし、乃至は利益を繰延べることを通じた租税回避を防止することを目的としています。

1981年に立法された当初の規則は、適用対象資産のパーソナル・プロパティから、株式が除外されており、ストラドルに係る規則の適用はありませんでした。1984年の税制改正において、一定の株式に係る両建てポジションがストラドルに係る規則の対象とされました(内国歳入法 1092 条(c)(4)に規定する適格カバード・コール(QCC)に係る両建てのポジションは適用対象外とされました)。

更に、2004年の税制改正において、2004年10月22日以降に取引された株式に係る両建てポジションについて、適用除外の範囲が縮小され、以下の条件のいずれかが満たされた場合には、ストラドルに係る規則の適用対象とされました。

- ① 当該株式に係るポジションである
- ② 財務省規則 1.246-5 に規定する「実質的に類似又は関連する資産」(substantially similar or related property)である
- ③ 株主によって組成されたポジションを相殺するパーソナル・プロパティに係るポジションを組成するために設立された会社又は利用された会社の株式である

2004年の税制改正においても、QCCについては、内国歳入法 1092 条(c)(4)に規定する要件を

満たしている場合には引続きストラドルに係る規則の適用除外とされています。

以上のとおり、ストラドルに係る規則の適用対象が拡充されたことにより、租税回避を目的としていない取引について、ストラドルに係る規則が適用されてしまうという運用上の問題が数多く生じています。例えば、多くの個人投資家は、保有する株式のマーケット・リスクをヘッジするために、ゼロコスト・カラーという金融取引を行います。ゼロコスト・カラーとは、プット・オプションを買建てることによって最低売却価格であるところのフロアを組成し、他方でコール・オプションを売建て、株価が上昇した時の利益を限定することによって、買建てプット・オプションのオプション料を捻出し、実質的にゼロコストで株価変動のリスクをヘッジする金融取引です。

例えば、行使可能期間が 2 年のプット・オプションを 24 ドルのオプション料で買建てると同時に、同額のオプション料を受取ってコール・オプションを売建てることによって、ゼロコスト・カラーを組成することができます。株価がプット・オプションの行使価格とコール・オプションの行使価格の間（カラー・レンジ）に収まっている場合には、ゼロコスト・カラーからの損益は生じませんが、株価がカラー・レンジを超えた場合には売建てオプションに係る損失乃至は買建てオプションに係る利益が生じます。プット・オプションの買建てポジションが、ストラドルに係る規則の対象になった場合、買建てポジションに係る損失は、すべての建玉が処分されるまで認識することはできませんが、売建てポジションに係る利益は、それが実現した時点で課税されることとなります。例えば、オプションの満期到来時に、株価がカラー・レンジに収まっている場合には、いずれのオプションも行使されませんので、オプションの価値はゼロとなります。売建てコール・オプションに係る受取オプション料の 24 ドルは所得として課税されますが、買建てプット・オプションに係る支払オプション料の 24 ドルは損失として認識されず、ヘッジ対象である株式の取得価額に含められることになり、当該株式が譲渡されるまで支払オプション料に係る損失の認識は繰延べられるという不都合が生じることとなります。

2.7.2 複数のポジションがある場合

ストラドルに係る規則の適用上問題が生じるケースとして、一つのポジションが複数のポジションを相殺するポジションである場合があります。例えば、個人投資家が額面 10 万ドルの異なる二つの債券 A 及び債券 B を保有しており、10 万ドルの国債を空売りした場合、10 万ドルの国債の空売りは債券 A 又は債券 B のどちらに対応しているストラドルかという問題が生じます。債券 A と債券 B の満期や処分する時期が異なる場合、国債の空売りが債券 A 又は債券 B のどちらに対応しているかによって、国債の空売りに係る損益の認識時期が異なることとなります。この場合、10 万ドルの国債の空売りがどの債券に対応しているかについて、納税者が指定をし、内国歳入法 1092 (c) (2) (B) に規定されている相殺ポジションの定義を適用することで、この問題を解決する方法

があります。

2.7.3 執行上の問題

課税当局は、納税者が保有している有価証券等の金融資産のうち、どのポジションがストラドルを構成する相殺ポジションに該当するかどうかを判断し、ストラドルに該当する場合には、相殺ポジションに係る損益が適切な時期に認識されているか否かを判断しなければなりません。金融取引が複雑化するに従って、これらの判断が益々困難になるという執行上の問題があります。

2.7.4 債務に係る取扱い

ストラドルに係る規則では、ストラドルについて、相殺ポジションを構成するパーソナル・プロパティとして定義し、更にパーソナル・プロパティについて、通常の事業において取引される資産 (Actively traded) に限定しています。1981年にストラドルに係る規則が施行されてから、納税者自身の債務がストラドルを構成するポジションになりうるかどうかについて議論されてきましたが、当該納税者が債務と同様のリスクプロファイルをもつ社債を保有した場合、当該債務と当該社債がストラドルとして取扱われてしまうと、社債若しくは債務を処分することから生じる損失が繰延べられてしまうという不合理が生じてしまうこと等の理由から、納税者自身の債務はストラドルを構成するポジションには該当しないという取扱いがされてきました。また、納税者が外貨建て債務を発行し、その一方で為替のヘッジをした場合、これがストラドルとして取扱われなければ、損失が生じているポジションを処分することによって、損失の先取りをすることができてしまうことから、外貨建ての債務については、それがポジションを構成することが明らかにされました(内国歳入法 1092 条(d)(7))。2000年代に入って、納税者が保有する一定の株式のポートフォリオに転換することができる特徴をもった債務が発行されるようになり、当該納税者が発行する債務と当該納税者が保有する株式のポートフォリオは、ストラドルに該当するかどうか議論されましたが、当時、外貨建て債務は特別にポジションを構成するという規定(内国歳入法 1092 条(d)(7))ぶりから、納税者が発行する債務一般についてはポジションを構成しない、と解釈されていましたので、当該債務の発行はストラドルを構成しないとされていましたが、2001年に財務省規則において、納税者の発行する債務が、その債務と交換されるパーソナル・プロパティの価値に連動している場合には、当該債務についてはストラドルを構成するものとして取扱う旨提案されました。

2.7.5 混合ストラドルに係る取扱い

混合ストラドルにおける取扱いでは、混合ストラドルの指定をした場合、それ以前に保有していたポジションに係る含み損益を認識する旨規定されており(財務省規則 1.1092(b)-3T(b)(6))、未使用のキャピタルロスを使用する目的で、含み益のある社債等の資産について、混合ストラドルを指定することによって、その時点で生じている含み益を認識し、その相当額を取得価額に加算するための取引が行われるようになり、財務省は、混合ストラドルを指定する時に、含み損益を認識する取扱いに代えて、含み損益の額を確定し、含み損益自体は通常の実現主義に従って認識するよう財務省規則を変更する提案をしています。この規則は、当該提案が最終化された時点から効力が生じるとされています。

3 コンストラクティブ・セールに係る規則

3.1 制度の概要

コンストラクティブ・セールとは、一般に、保有する含み益のある資産 (appreciated financial positions) と同一の資産を売建てること等により、含み益のある資産に係る価格変動リスク等を実質的に排除する効果をもつ取引です。納税者は、コンストラクティブ・セールを行った日において、含み益のあるポジションを市場価格で売却、処分又は手仕舞ったものとみなして利益を認識し、そのポジションをすぐに戻したとみなされます。

3.2 制度が導入された背景

通常、金融取引に係る税務上の損益は、ポジションを譲渡した時又は決済した時に認識します。株式の買建てポジションについては、株式が譲渡された時に、売建てポジションについては、株式の取得により売建てポジションを手仕舞うときに損益を認識します。つまり、納税者は、原則として、実際にポジションを手仕舞ったときに税務上の効果を認識することとなります。

例えば、納税者は XYZ 株を有していますが、XYZ 株が順調値上がりし、含み益を有しており、利益を確定させるために株式を譲渡したいと考えますが、利益に対する課税を逃れたいと考えたとします。1997 年にコンストラクティブ・セールに係る規則が導入される以前は、買建てている XYZ 株と同種の株式を売建て、その買建てポジションと、売建てポジションを持ち続けることにより利益を実現させず(従って税金を負担せず)、利益を確定させることができました。買建て及び売建ての2つのポジションを総合的に考えると、2つのポジションがそれぞれの価格変動リスクを相殺しますので、実質的に利益を確定させているにもかかわらず、当該利益に対して税負担が生じてい

ないこととなります。この手法は、コンストラクティブ・セール又はショート・セール・アゲinst・ザ・ボックス(short sales against the box)として知られていました。

コンストラクティブ・セールに係る規則は、連邦の歳入を増加させる観点から、Bill Clinton 大統領が制定した1997年改正における納税者救済法(Tax Relief Act 1997)により導入されました。コンストラクティブ・セールに係る規則は、①投資家が短期キャピタルゲインと長期キャピタルゲインの税率差を利用して、又は損益通算を利用して投資所得に対するキャピタルゲイン課税を回避又は軽減すること、及び、②投資家が将来に投資所得及び課税を繰延べることを防止することを内容としています。

1990年代、コンストラクティブ・セールはヘッジ・ファンドや富裕層に広がり、未実現の短期キャピタルゲインを税率の低い長期キャピタルゲインとして実現させ、或いはキャピタルゲインの認識を繰延べるために、コンストラクティブ・セールが利用されていました。1995年に新規株式公開を行った会社の株主、Estee Lauderとその息子のRonaldは株式の譲渡により得たキャピタルゲインに対する所得税9,500万ドルについて、コンストラクティブ・セールの利用により税負担を回避しました。彼らは、株式公開する際に、自己の所有する株式を譲渡する代わりに、他の親族から株式を借り、その株式を売却しました。自己が従前より保有する株式の取得価額と株式公開による譲渡価額の差額について実質的に利益を確定させていたにもかかわらず、税負担は生じませんでした。この取引に対して、多くの否定的評論がなされ、1997年の納税者救済法において、コンストラクティブ・セールに係る規則が立法されました。

3.3 制度の内容

納税者は、コンストラクティブ・セールを行った日において、含み益のあるポジションを市場価格で売却、処分又は手仕舞ったものとみなして利益を認識し、そのポジションをすぐに買戻したとみなされます。コンストラクティブ・セールに係る規則を適用した後、買戻したとみなされるポジションに係る取得価額は、その時の市場価格とされ、コンストラクティブ・セールに係る規則の適用により認識した利益が当初の取得価額に加算されます。また、買戻したとみなされるポジションの取得日は、コンストラクティブ・セールの日に修正されます。なお、コンストラクティブ・セールに係る規則は含み損のあるポジションには適用されません。

3.3.1 含み益のあるポジション

含み益のあるポジションとは、一般に、株式、債券、パートナーシップの持分等に係るポジション

(その他先物、先渡し契約、空売り、オプションに係るポジションを含みます。)で、市場価格で売却、譲渡又は手仕舞った場合に利益が生じるものをいいます。但し、含み益のあるポジションには、時価評価の対象となる資産は含まれません。また、以下の要件を満たす債券等(Debt)及び当該債券等に係るヘッジ・ポジションも含まれません。

- ① 債券等の保有者が、無条件に、額面金額を受ける権利を有する。
- ② 利子が固定利率である。又は、一定の場合に限り変動利率である。
- ③ 債券等は発行者又はその関連者の株式に転換されない。

3.3.2 コンストラクティブ・セール

コンストラクティブ・セールとは、一般に、含み益のあるポジションに係る価格変動リスク等を実質的に排除する効果をもつ取引で、以下の取引がコンストラクティブ・セールに該当します。

- ① 保有する含み益のある資産と同一の又は実質的に同様の資産についての売建て
- ② 保有する含み益のある資産と同一の又は実質的に同様の資産に係る相殺想定元本契約の締結(相殺想定元本契約とは、一定期間一定資産に係る投資利回りの一部又はすべてを支払う契約や一定資産の価値の減少の一部又はすべての負担を受ける権利等、特定の対価やそれと同等の金銭を支払う約束をする代わりに、特定の間隔で想定元本に係る特定の指標を参照して計算された金額の支払を受ける契約を言います。)
- ③ 保有する含み益のある資産と同一の又は実質的に同様の資産に係る先物又は先渡し取引の締結
- ④ 含み益のあるポジションが、売建てポジションである場合、上記の相殺想定元本契約、先物又は先渡し取引に係る売建てポジションである場合の、そのポジションをカバーするための同一の又は実質的に同様の資産の取得
- ⑤ 上記①乃至④に記載する取引と同様の効果のある一定の取引

コンストラクティブ・セールは、含み益のあるポジションに係る損失リスクと収益獲得機会の両方を実質的に排除する取引が該当するため、損失リスクと収益獲得機会のどちらか一方のみを取り除く取引はコンストラクティブ・セールに該当しません。例えば、含み益のあるポジションに対して権利行使価格が現時点の市場価格に設定されているプット・オプション契約を締結した場合には、損失リスクのみを取り除き、収益獲得機会は排除されていないため、コンストラクティブ・セールの対象にはなりません。将来の損失リスクと収益獲得機会の一部を取り除くカラー取引やイン・ザ・マネーのオプション取引をコンストラクティブ・セールと取扱うべきとする議論があります。

3.3.3 適用除外

株式、債券又はパートナーシップの持分等を譲渡する契約を結んだ場合に、それが非上場の有価証券等であり、契約締結日から1年以内に決済されるときは、コンストラクティブ・セールに係る規則は適用されません。また、以下の要件をすべて満たす場合にも、コンストラクティブ・セールに係る規則は適用されません。

- ① コンストラクティブ・セールに係る契約が締結された課税年度終了の日から30日以内に当該コンストラクティブ・セールに係るポジションが手仕舞われること
- ② コンストラクティブ・セールに係るポジションを手仕舞った日から60日間は含み益のあるポジションを保有していること
- ③ コンストラクティブ・セールに係るポジションを手仕舞った日から60日間は実質的に同様の資産について売却する義務や売却する権利等を有すること等により、含み益のあるポジションに係る価格変動リスクが減少しないこと

3.3.4 含み益があるポジションが複数ある場合

含み益のあるポジションがある場合において、コンストラクティブ・セールが行われたときは、コンストラクティブ・セールに係る規則の適用を受けますが、あるポジションに係るコンストラクティブ・セールは、重複して、別の実質的に同様のポジションに係るコンストラクティブ・セールに該当することはありません。但し、コンストラクティブ・セールに係る規則を適用した含み益のあるポジションを譲渡又は処分した場合には、別の含み益のある実質的に同様のポジションに係るコンストラクティブ・セールに該当することとなります。

3.3.5 特定の信託

通常、頻繁に取引される信託の持分は、コンストラクティブ・セールに係る規則の適用上は株式として取扱われます。但し、信託が保有する財産のすべてが、含み益のあるポジションから除外される債券等の要件を実質的に満たす場合には、その信託はコンストラクティブ・セールに係る規則の適用対象から除外されます。

3.3.6 近親者の取引

含み益のあるポジションについて、自己でコンストラクティブ・セールを行う代わりに、近親者(配偶者等)にコンストラクティブ・セールを行わせることにより、コンストラクティブ・セールに係る規則の適用を受けずにその損失を実現させることを防止するために、近親者が行ったコンストラクティブ・セールは、原則として自己が行ったものとして取扱われます。

3.4 相互関係

コンストラクティブ・セールは、同時に別の租税回避防止規定の要件に該当することもあり、また影響を与えることもあり得ます。そのため、コンストラクティブ・セールに係る規則と他の租税回避防止規則(即ちウォッシュ・セール及びストラドルに係る規則等)との様々な相互関係について考慮する必要があります。

3.4.1 コンストラクティブ・セールとストラドル

例 1

納税者が ABC 株 1 株を 1 月 4 日に 100 ドルで購入します。その後、2 月 14 日に納税者は ABC 株 1 株を 125 ドルで売建てます。そして、12 月 27 日に ABC 株 1 株を 130 ドルで購入し、2 月 14 日から保有する売建てポジションを手仕舞います。1 月 4 日から保有する買建てポジションは年度末で保有しており、年度末の ABC 株の時価は 128 ドルです。(翌年 1 月に買建てポジションを有していた ABC 株を売却すると仮定すると、コンストラクティブ・セールの適用除外にはなりません。)

この場合、納税者は 2 月 14 日にコンストラクティブ・セールに係る規則の適用により 25 ドルの短期キャピタルゲインを認識し、1 月 4 日に取得した株の税務上の取得価額は 125 ドルに調整されることとなります。年度末における ABC 株の時価は 128 ドルのため、ABC 株は調整後の取得価額 125 ドルとの差額 3 ドルの含み益を有しています。したがって、ABC 株の売建てポジションを手仕舞った際の損失 5 ドルのうち 3 ドルはストラドルに係る規則の適用により税務上の損失として認められません。このように、この取引はコンストラクティブ・セールに係る規則を適用した後、ストラドルに係る規則も適用されることとなります。

一般的に、コンストラクティブ・セールに係る規則の適用対象となる取引の多くは、ストラドルに係る取引の適用対象となると考えられます。一方で、すべてのストラドルに係る規則の適用対象となる取引がコンストラクティブ・セールに係る規則の適用対象となるとは限りません。

3.4.2 ウォッシュ・セールとコンストラクティブ・セール

ウォッシュ・セールに係る規則が適用される場合、新たに購入した有価証券等について税務上の取得価額を調整しますので、コンストラクティブ・セールに係る規則の適用関係に影響が生じることがあります。同様にコンストラクティブ・セールに係る規則を適用される場合、保有している有価証券等について税務上の取得価額を調整しますので、ウォッシュ・セールに係る規則の適用関係に影響が生じることがあります。

- ① ウォッシュ・セールに係る規則がコンストラクティブ・セールに係る規則に先行して適用される場合、ウォッシュ・セールに係る規則の適用により否認される損失に相当する額が税務上の取得価額に加算される結果、含み益を有しないこととなる株式等については、コンストラクティブ・セールに係る規則の適用はありません。コンストラクティブ・セールに係る規則の適用対象は、税務上含み益を有する株式等となります。
- ② コンストラクティブ・セールに係る規則の適用により認識される利益に相当する額は、株式等の税務上の取得価額に加算されます。そのため、株式等に係るポジションを手仕舞う時に、利益が生じる場合であっても、税務上は損失が生じる可能性があり、ウォッシュ・セールに係る規則の対象となる可能性が生じます。

例 2

納税者は、以下のような取引を行います。

- 2012年1月1日にABC株1株を100ドルで購入
- 2012年2月2日にABC株1株を110ドルで売建て
- 2013年3月3日にABC株1株を105ドルで譲渡
- 2013年3月5日にABC株1株を113ドルで購入

2月2日の110ドルでの売建てはコンストラクティブ・セールに該当することとなり、10の所得を認識し、1月1日に取得したABC株の取得価額は110ドルに調整されます。3月3日の譲渡はウォッシュ・セールに係る規則の適用対象となり、税務上の取得価額110ドルと譲渡価額の105ドルの差額の5ドルの損失は否認されます。その結果、3月5日に購入した株式の税務上の取得価額は118ドルに調整されます。このように、コンストラクティブ・セール及びウォッシュ・セールの適用による取得価額の調整により、相互にそれぞれの規則の適用関係に影響を及ぼすことがあります。

3.5 現状の実務上の課題及び問題点

コンストラクティブ・セールに係る規則は、実務上、以下のような問題があると言われています。

3.5.1 投資家のヘッジ取引への影響

投資家は、コンストラクティブ・セールに係る規則の適用を回避するために、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ① コンストラクティブ・セールに係る契約が締結された課税年度終了の日から 30 日以内に当該コンストラクティブ・セールに係るポジションが手仕舞われること
- ② コンストラクティブ・セールに係るポジションを手仕舞った日から 60 日間は含み益のあるポジションを保有していること
- ③ コンストラクティブ・セールに係るポジションを手仕舞った日から 60 日間は実質的に同様の資産について売却する義務や売却する権利等を有することにより、含み益のあるポジションに係る価格変動リスクが減少しないこと

投資家が保有する資産の価格変動リスクをヘッジするための取引を行う場合、コンストラクティブ・セールの適用を受けずに当該取引を行うためには、課税年度及びその課税年度終了の日から 30 日を合わせた最大 13 ヶ月以内の期間でヘッジ取引を行い、ヘッジ取引を手仕舞った後 60 日継続して価格変動リスクを負うことが条件とされています。この 13 ヶ月という期間は、年初にヘッジ取引を行う場合であり、課税年度中に行われるヘッジ取引については、翌年の 1 月 31 日までにポジションを手仕舞う必要があることから、これより短い期間に手仕舞わなければならないこととなります。

3.5.2 再投資原資への影響

コンストラクティブ・セールに係る規則が導入される以前は、投資家は含み益を有する資産と同様の資産を売建てることにより、未実現利益に対して税金を負担することなく、その未実現利益を利用して、再投資することにより投資を拡大させることが可能でした。コンストラクティブ・セールに係る規則の導入により、未実現利益に対する税負担が生じることから、投資家が再投資に利用できる原資が税負担の分減少することとなり、投資の拡大が限定されます。

3.5.3 証拠金の調達に対する影響

一般に、空売り取引においては、投資家は証券会社に株式の売委託注文をすることにより、株式の譲渡を行い、譲渡対価を受取ります。譲渡対価は証券会社の取引口座に入金されますが、通常、空売りを行った投資家は、取引口座に入金された譲渡対価を他の取引に用いることができず、また、取引口座にある譲渡対価相当額の金銭について利息を得ることもできません。注文から譲渡取引が実行されるまで米国では3日間を要しますが、その間に投資家はショート・カバーをするための株を調達する一方、証拠金として金銭又は株式を証券会社に差し入れなければなりません。コンストラクティブ・セールに係る規則の適用による税金の支払いにより、証拠金の差し入れに必要な資金の調達が制限される可能性があります。

3.5.4 規則適用上の計算方法

コンストラクティブ・セールに係る規則を適用する際の、適用株式ロットの選択は、実際の譲渡と同様の方法で行われなければならない、と規定されています。しかし、コンストラクティブ・セールに係る適用株式ロットを特定する場合に、この規定の内容が不明確であると言われていました。

3.5.5 適用除外の判断時期

コンストラクティブ・セールに係る規則の適用除外を受けるためには、契約が締結された課税年度終了の日から30日以内にポジションが手仕舞われること、また、ポジション手仕舞い後60日間価格変動リスクにさらされることといった要件を満たす必要があります。そのため、適用除外要件を満たすか否かを判断できるようになるまでに、課税年度終了の日から最大で90日を要することとなります。課税年度終了の日から90日を経過した日は、法人税の法定申告期限である3月15日を経過しており、また、個人の法定申告期限である4月15日の直前であるため、課税関係の確定から法定申告期限までの期間が十分ではないと言われていました。

以上

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーnst・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーnst・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

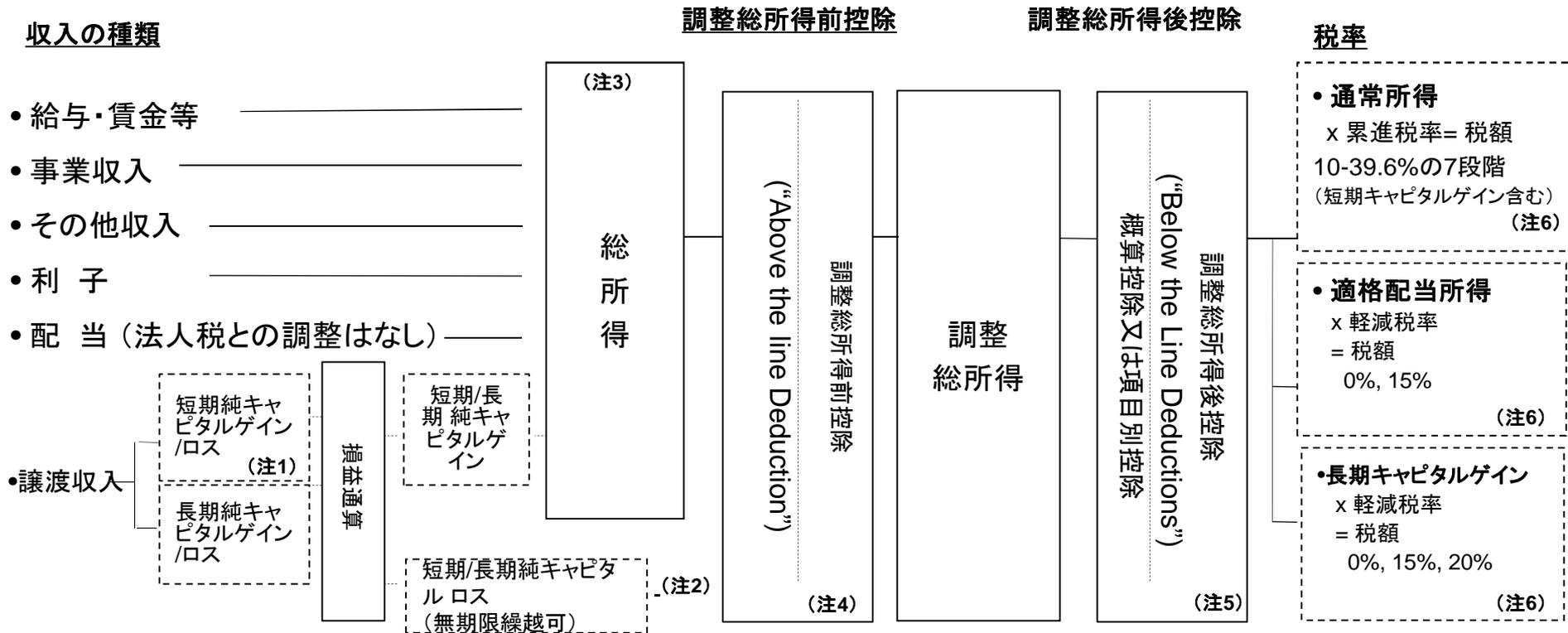
©2014 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、EY税理士法人を含むEYメンバーファームも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

<Appendix 1> アメリカの個人所得税(連邦税)の仕組み

2013年11月現在



(注1): キャピタルゲイン及びロスは長期と短期に分類される。売却等されるまでに1年超保有されていた資産に係るものは長期に、1年以下保有されていた資産に係るものは短期に分類される。短期キャピタルゲインとロス、長期キャピタルゲインとロスがそれぞれ相殺(通算)される。短期、長期の純キャピタルゲイン又はロスを計算した後、さらに短期純キャピタルゲイン又はロスと長期純キャピタルゲイン又はロスが相殺(通算)される。短期キャピタルゲインが残る場合には、その他収入と合算され、通常所得の税率区分に応じた税率が適用され、長期キャピタルゲインが残る場合には軽減税率が適用される。

(注2): キャピタルゲインとロス相殺後の短期純キャピタルロス又は長期純キャピタルロスは年間3,000米ドル(夫婦別々で申告する場合には1,500米ドル)までは総所得から控除することができる。短期のロスは長期のロスに優先して控除され、ロスが全て控除できない場合の未使用のキャピタルロスは繰り越される。

(注3): 原則として、全ての源泉より生じる所得は、法律上別段の定めがある場合を除き、総所得金額に含まれる(所得区分なし)。

(注4): 調整総所得前控除には、転勤費用、自営業税の一定割合、自営業者の健康保険料、離婚扶養料、一定の教育費、個人退職金勘定(IRA)への掛金等が含まれる。

(注5): 調整総所得後控除には医療・歯科治療費、税金、住宅金利、投資利子、寄付、災害盗難損失、使用者より払戻されない被用者の経費、税務申告書作成費用、及び一定の投資関連費用が含まれる(一定の限度あり)。

(注6): 2013課税年度から39.6%の最高税率区分が新しく設けられたが、米国納税者救済法(ATRA)により、2013年以降この最高税率区分の納税者のキャピタルゲインには新たに20%の税率が適用されることとなった。またATRAは最高税率区分39.6%よりも低い区分の納税者の適格配当所得に対する15%及び0%の税率を恒久化した。

付記: 2013年から、個人では20万米ドル、夫婦では25万米ドルの調整総所得がある場合には、3.8%の付加税(一般にオバマケアとして知られる、患者保護並びに医療費負担適正化法に基づいて施行される)が投資所得(配当所得、キャピタルゲイン等)に適用される。最高税率区分の納税者はこれを合算した43.4%(39.6%+3.8%)の限界税率がその所得に課せられる可能性がある。

<Appendix 2>

アメリカにおける主な金融商品に対する個人の課税関係^(注1)

2013年11月現在

		保有段階	換金段階（売却・解約・償還）	
			利益	損失
預貯金	普通預金	利子所得 [通常所得として10～39.6%の7段階で課税]	-	-
公社債		利子所得 [通常所得として10～39.6%の7段階で課税] 発行差金(OID) ^(注2) [通常所得として10～39.6%の7段階で課税]		
株式		適格配当所得 [0%又は15%で課税(個人により適用される税率が異なる)]		
投資信託	一定の証券投資信託 (RIC:規制投資会社)	分配金の源泉別に課税: 配当所得[0%又は15%で課税(個人により適用される税率が異なる)] 長期キャピタルゲイン[0%、15%又は20%で課税(個人により適用される税率が異なる)] その他通常の分配(利子等)[10～39.6%の7段階で総合課税] 非課税利子 [非課税]		
	REIT (不動産投資信託)	分配金の源泉別に課税: 配当所得[0%又は15%で課税(個人により適用される税率が異なる)] 長期キャピタルゲイン[0%、15%又は20%で課税(個人により適用される税率が異なる)] その他通常の分配(不動産賃貸料等)[10～39.6%の7段階で総合課税]		

Notes:

- (注1) 上記は典型的な金融商品の一般的な課税関係を述べたものであり、連邦税についてのみ記述している。ほとんどの州および一部の市において、別途、個人所得税が課される。
- (注2) OIDは一般的に発行価格と満期時における表示償還金額(額面金額)との差額をいう。
- (注3) 調整基準額とは購入費用、改良費、法務費用、販売費用、償却費など様々な税関連項目を調整した後の資産の純価額をいう。
- (注4) 2013課税年度から39.6%の最高税率区分が新しく設けられたが、米国納税者救済法(ATRA)により、2013年以降この最高税率区分の納税者のキャピタルゲインには新たに20%の税率が適用されることとなった。またATRAは最高税率区分39.6%よりも低い区分の納税者の適格配当所得に対する15%及び0%の税率を恒久化した。
- (注5) 付記: 2013年から、個人では20万米ドル、夫婦では25万米ドルの調整総所得がある場合には、3.8%の付加税(一般にオバマケアとして知られる、患者保護並びに医療費負担適正化法に基づいて施行される)が投資所得(配当所得、キャピタルゲイン等)に適用される。最高税率区分の納税者はこれを合算した43.4%(39.6%+3.8%)の限界税率がその所得に課せられる可能性がある。

<Appendix 3>

アメリカにおける主な金融商品に対する非居住者の課税関係^(注1)

米国源泉		所得の種類	課税関係*
預貯金	普通預金	銀行預金利子	非課税
公社債		債券利子	非課税 (Portfolio Interest Exemption: 非居住者が受ける公社債利子非課税制度)
		発行差金(OID) (注2)	非課税 (Portfolio Interest Exemption: 非居住者が受ける公社債利子非課税制度)
		ローン利子	非課税 (Portfolio Interest Exemption: 非居住者が受ける公社債利子非課税制度)
株式		配当	30%又は租税条約による軽減税率
投資信託	一定の証券投資信託 (RIC: 規制投資会社)	配当所得	30%又は租税条約による軽減税率
		短期キャピタルゲイン	30%又は租税条約による軽減税率
		長期キャピタルゲイン	非課税
	REIT (不動産投資信託)	配当所得	30%又は租税条約による軽減税率
		キャピタルゲインの分配	39.6%
売却/償還		資本の払戻し	非課税
		総手取額/取得価額	非課税

*受益者が有効なForm W-8を支払者に提出済みであることを前提とする。提出済みでない場合は、所得総額に対して28%の課税漏れ防止目的の源泉徴収が行われる。

(注1) 上記は、代表的な金融商品に関する一般的な課税関係を記述したものである。所得の源泉、納税者の居住地の税務管轄等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意が必要である。また、上記は、連邦税のみを記述したものであり、ほとんどの州及び一部の市において、別途、個人所得税が課されることに留意が必要である。

(注2) OIDは一般的に発行価格と満期時における表示償還金額(額面金額)との差額をいう。

<Appendix 4>

アメリカにおける主な金融商品に対する外国法人の課税関係^(注1)

米国源泉		所得の種類	課税関係*
預貯金	普通預金	銀行預金利子	非課税
	公社債	債券利子	非課税(Portfolio Interest Exemption: 非居住者が受ける公社債利子非課税制度)
		発行差金(OID)(注2)	非課税(Portfolio Interest Exemption: 非居住者が受ける公社債利子非課税制度)
		ローン利子	非課税(Portfolio Interest Exemption: 非居住者が受ける公社債利子非課税制度)**
	株式	配当	30%又は租税条約による軽減税率
投資信託	一定の証券投資信託 (RIC: 規制投資会社)	配当所得	30%又は租税条約による軽減税率
		短期キャピタルゲイン	30%又は租税条約による軽減税率
		長期キャピタルゲイン	非課税
		配当所得	30%又は租税条約による軽減税率
	REIT (不動産投資信託)	キャピタルゲインの分配	39.6%
資本の払戻し		非課税	
売却/償還		総手取額/取得価額	非課税

*受益者が有効なForm W-8を支払者に提出済みであることを前提とする。提出済みでない場合は、利子および配当に対して30%の課税がなされる。ただし売却に係る総手取額、銀行預金利子、長期キャピタルゲイン、資本の払戻しは除く。

**銀行に支払うローン利子には、Portfolio Interest Exemptionは適用されない。銀行に支払う場合、30%又は租税条約による軽減税率が適用される。

(注1) 上記は、代表的な金融商品に関する一般的な課税関係を記述したものである。所得の源泉、納税者の居住地の税務管轄等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意が必要である。また、上記は、連邦税のみを記述したものであり、ほとんどの州及び一部の市において、別途、個人所得税が課されることに留意が必要である。

(注2) OIDは一般的に発行価格と満期時における表示償還金額(額面金額)との差額をいう。